

3 障がい者（児）の福祉

		事業名	担当	ページ
障がい者（児）の福祉	各種制度	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付	(18歳以上) 障がい福祉課 西部福祉課 (18歳未満) こども福祉課	26
		居宅介護（ホームヘルプサービス）/重度訪問介護		
		行動援護/重度障害者等包括支援		
		短期入所（ショートステイ）/同行援護		
		療養介護/生活介護/施設入所支援		
		自立訓練（機能訓練・生活訓練）		
		就労移行支援/就労継続支援		
		共同生活援助（グループホーム）		
		計画相談支援/地域移行支援/地域定着支援		
		補装具費の支給		
	自立支援医療の給付			
	障がい者相談支援センター	障がい福祉課	28	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	重度身体障害者日常生活用具給付事業			
	移動支援/地域活動支援センター	(18歳以上) 障がい福祉課 西部福祉課 (18歳未満) こども福祉課	30	
	訪問入浴/日中一時支援			
	身体障害者運転免許取得助成事業			
	身体障害者用自動車改造費助成事業			
	重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業			
	重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業			
	身体障害者住宅整備事業			
	強度行動障害者住宅整備事業			
	強度行動障害者に対応するための施設改修事業			
	福祉理美容料金助成事業			
	在宅心身障害児（者）タイムケア事業			
	身体障害者福祉電話設置事業			
補助犬の給付・補助犬飼育助成事業				
視覚障害者社会生活訓練事業				
障がい者スポーツ大会				
点字広報発行事業/声の広報発行事業				
通所・通園等推進事業	中央公民館 障がい福祉課 県聴覚障害者協会 障がい福祉課 松本市社会福祉協議会	32		
聴覚障害者と学ぶ成人学校事業				
身体障害者相談員設置事業				
ろうあ者相談事業				
心身障害者扶養共済				
心身障害児激励行事補助事業				
児童発達支援事業（未就学児童）			こども福祉課	34
放課後等デイサービス事業（就学児童）				
障害児通園施設療育支援事業				
インクルーシブセンター事業			こども発達支援課	36
松本おもちゃ図書館運営	松本おもちゃ図書館			
旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引	(18歳以上)障がい福祉課 西部福祉課 (18歳未満)こども福祉課			
航空運賃割引事業	警察署	36		
有料道路通行料及び一般自動車道使用料金の優遇措置				
駐車禁止規則の適用除外	障がい福祉課	36		
NHK放送受信料の減免				
税金の控除				
自動車税等の減免				
くみとり料金の減免	環境業務課			

(1) 現状

ア 障がい者施策の状況

国は、平成15年度に「障害者基本計画」を策定して以降、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の社会参加と自立を促進する施策を進めてきました。平成18年には、現在の障害福祉サービスの基盤となる「障害者自立支援法」を施行、身体・知的・精神の障がいを総合的に支援する施策を進め、更には、平成25年に「障害者総合支援法」へと改正を行い、障がい者一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービスの提供が図れる制度を構築してきました。

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障害福祉サービス利用者の大幅な増加や、障がいのある人の地域生活への移行等が進められています。このような状況の中、障がいのある人やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していくため、「第4次松本市障がい者計画」（令和4年～令和8年）に基づき、①包括的相談支援体制の整備②重度障がい児（者）支援の充実③就労支援の充実を重点施策に位置づけ、「一人ひとりが尊重され 互いに支え合い 認め合える共生のまち」を目指し、障がい者の視点に立った施策を、市民や関係機関と連携して進めていきます。

イ 身体障がい者の状況

身体障害者手帳交付者の推移

(各年度3月31日現在)

年度	視覚		内部		聴覚・言語・平衡		上下肢・体幹		合計		うち、65歳以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2	568	人	3,538	人	745	人	4,853	人	9,704	人	7,377	人
	5.9	%	36.4	%	7.7	%	50.0	%	100.0	%	76.1	%
3	573	人	3,583	人	739	人	4,708	人	9,603	人	7,322	人
	6.0	%	37.3	%	7.7	%	49.0	%	100.0	%	76.8	%
4	584	人	3,596	人	727	人	4,591	人	9,498	人	7,229	人
	6.1	%	37.9	%	7.7	%	48.3	%	100.0	%	76.1	%
5	575	人	3,492	人	702	人	4,275	人	9,044	人	6,873	人
	6.4	%	38.6	%	7.7	%	47.3	%	100.0	%	76.0	%

ウ 知的障がい者(児)の状況

療育手帳交付者の推移

(各年度3月31日現在) (人)

年度	18歳未満 (人)				18歳以上 (人)				合計 (人)			
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計
2	127	91	280	498	546	487	581	1,614	673	578	861	2,112
3	131	94	272	497	558	499	637	1,694	689	593	909	2,191
4	129	97	276	502	568	514	672	1,754	697	611	948	2,256
5	129	105	281	515	564	514	691	1,769	693	619	972	2,284

エ 精神障がい者の状況

自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳交付者の推移(各年度3月31日現在) (人)

年度	自立支援医療 (精神通院医療費助成)	精神障害者保健福祉手帳交付者数			合計
		1級	2級	3級	
2	4,978	1,193	1,481	241	2,915
3	5,060	1,248	1,637	264	3,149
4	5,235	1,274	1,814	285	3,373
5	5,358	1,300	1,950	285	3,535

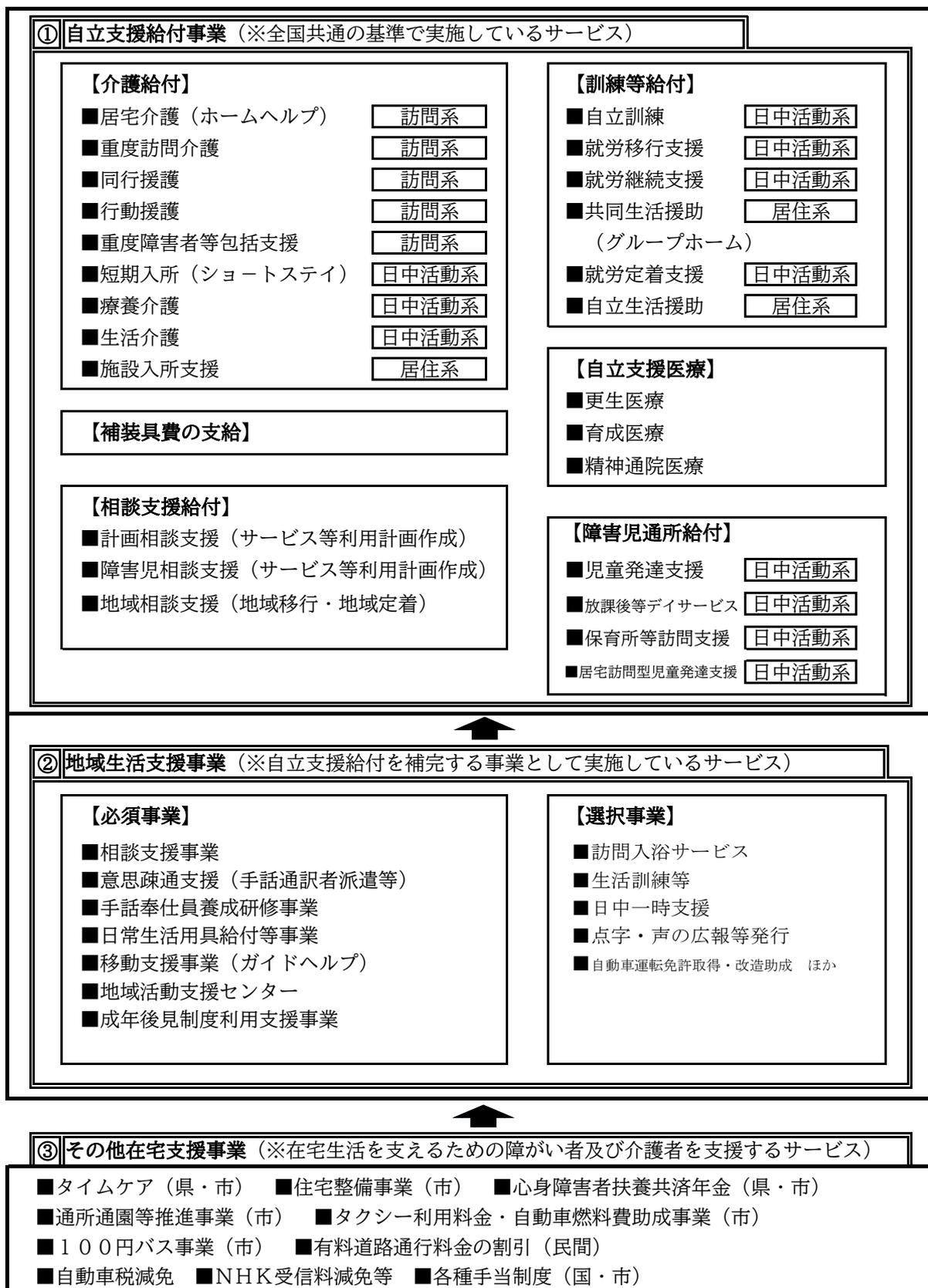
(2) 障害福祉サービスの概要

障がい者が、住み慣れた地域で自立生活ができるよう、各種福祉サービスを提供しています。

ア 障害者総合支援法について

- ・『自立支援給付』は、国が対象者の要件、事業者の報酬等を定めているサービスで、「介護給付」を行うものと、「訓練等」を行うものがあります。
- ・『地域生活支援事業』は、自立支援給付を補完し、地域の実情等を踏まえて各市町村が実施方法を定めて実施する事業です。

イ 障がい者（児）福祉制度の仕組み



(3) 難病患者等の状況

平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。

なお、障害者総合支援法における難病等の範囲は、369疾患（令和6年4月から）とされています。

(4) 障がい者福祉に関する主な市単独事業（6年度）

(単位 千円)

事業名	事業の概要	予算額
・自動車燃料費助成事業	重度障がい者で自動車税、軽自動車税の減免を受けている者に燃料費の助成	12,489
・タクシー利用料金助成事業	重度障がい者にタクシー料金を助成	8,254
・福祉理美容料金助成事業	重度障がい者で常に横臥する状態の者で外出することが困難な者に理美容料金の助成	150
・身体障害者補助犬飼育助成事業	飼育管理費の負担軽減により日常生活と社会参加を支援し、補助犬の普及を図るもの	110
・身体障害者相談員活動費補助	松本市身体障害者相談員連絡協議会の活動を補助するもの	370
・心身障害者扶養共済掛金補助	共済掛金の一部を補助するもの	420
・おもちゃ図書館運営事業	機能回復訓練等のためにおもちゃを貸し出すもの（委託料）	360
・特定疾患患者見舞金（P86）	特定疾患患者の経済的、精神的負担の軽減を図るため、見舞金を支給するもの	25,160
・心身障害者福祉手当（P106）	心身障がい者に手当を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図るもの (11月1日現在の年齢、障がいの程度等により支給)	142,990

(5) 主な事業の実績

ア 補装具交付修理事業

年度	交 付		修 理		合 計		伸率
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	
2	214	28,199,314	201	6,851,557	415	35,050,871	0.74
3	252	35,048,351	185	9,841,573	437	44,889,924	1.28
4	228	36,391,781	165	7,642,702	393	44,034,483	0.98
5	225	30,708,305	168	6,151,857	393	36,860,162	0.84

イ 自立支援医療（更生医療）給付事業

年度	人員	レセプト件数	公費負担金額 (円)	伸率
2	289	2,619	324,846,417	1.01
3	294	2,495	289,924,826	0.89
4	255	2,687	274,347,022	0.95
5	254	2,418	258,709,828	0.94

ウ 日常生活用具給付事業

年度	件数	金 額 (円)	伸率
2	5,151	57,813,821	1.03
3	5,146	62,211,584	1.08
4	5,500	60,015,183	0.96
5	5,610	60,257,291	1.00

エ タクシー利用料金助成事業

年度	人 員	利用枚数	金 額 (円)	伸率
3	908	11,943	8,360,100	0.97
4	881	11,413	7,989,100	0.96
5	811	10,417	7,291,900	0.91

オ 自動車燃料費助成事業

年度	人 員	金 額 (円)	伸率
3	649	10,481,776	1.06
4	682	10,884,227	1.04
5	700	11,340,410	1.04

カ 手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣事業

年度	手話通訳者		要約筆記奉仕員		合 計		伸率
	回数	金 額 (円)	回数	金 額 (円)	回数	金 額 (円)	
3	1,184	4,313,370	164	829,190	1,348	5,142,560	1.33
4	1,290	4,957,386	193	1,032,261	1,483	5,989,647	1.17
5	1,312	5,073,517	187	1,172,616	1,499	6,246,133	1.04

(6) 各種制度

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件	
身体障害者 手帳交付	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進、身体障がい者の援助及び必要に応じて保護し福祉の増進を図るため該当者に手帳を交付する。	身体障害者福祉法 (法第4条)	S24.4.1	1. 身体障害者等級表に掲げる身体上の障がいがある者 2. 15才以下の者も含む (保護者が申請する)	
療育手帳交付	知的障がい者(児)の更生を援助し、更生のための指導、相談、援護措置を受けやすくし、障がい者の生活の安定、福祉の向上を図る。	療育手帳 制度要綱	S45.12 S50年度に現 行手帳に改訂	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がい(者)と判定された者	
精神障害者 保健福祉手帳交付	精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、精神障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (法第45条)	H7.10.1	精神障がいのため日常生活や社会生活への制約がある者	
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人が居宅において日常生活が営むことができるよう家事、介護等の援助を行い、障がい者(児)の生活の安定を図る。	障害者 総合支援法 (法第28条)	H18.10.1	・ 障害支援区分1以上 ・ 障がい児にあってはこれに相当する心身の状態 ・ 身体介護を伴う通院介助は、障害支援区分2以上で、一定の認定調査項目に該当	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な方に、自宅で日常生活の介護、外出時の移動支援を総合的に行う。			・ 障害支援区分4以上 ・ 二肢以上に麻痺等がある ・ 一定の認定調査項目に該当	
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な障がい者に、行動時の危険回避に必要な援護や外出時の移動の補助等を行う。			・ 障害支援区分3以上 ・ 認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が10点以上 ・ 障がい児にあってはこれに相当する心身の状態	
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、介護の必要の程度が著しく高い者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行う。			・ 障害支援区分6 ・ 障がい児にあっては区分6に相当する心身の状態 ・ 一定の認定調査項目に該当	
短期入所 (ショートステイ)	在宅の重度障がい者(児)で介護者(保護者)が一時的に介護できないときに、施設で介護を行う。			・ 障害支援区分1以上 ・ 障がい児は障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上	
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難な障がい者等に、外出時の移動の援護や必要な援助を行う。			H30.4.1	・ 同行援護アセスメント調査表により一定以上の点数
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護が必要な者に、主として昼間、病院において機能訓練等を行う。			H18.10.1	・ ALS患者等人工呼吸器装着者で、障害支援区分6の者 ・ 筋ジストロフィー又は重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の者
生活介護	障害者支援施設等で、主として昼間に入浴・排泄・食事の介護を受けたり、創作活動・生産活動を行う。	・ 50歳未満は障害支援区分3(施設入所支援利用者は区分4)以上 ・ 50歳以上は障害支援区分2(施設入所支援利用者は区分3)以上			
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行う。	・ 生活介護受給者 ・ 50歳未満は障害支援区分4以上 ・ 50歳以上は障害支援区分3以上			

申請手続		内 容	方 法	交付時期	備 考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/ 西部福祉課/ 子ども福祉課	身体障害者手帳 交付申請書 県知事・松本市 長等が指定する 医師の診断書			通 年	
障がい福祉課/ 西部福祉課/ 子ども福祉課	療育手帳交付申 請書				
	精神障害者保健 福祉手帳交付申 請書 医師の診断書				
障がい福祉課/ 西部福祉課/ 子ども福祉課	申請書	身体介護 家事援助 通院介助 通院等乗降介助			5年度の状況 ・延べ利用人数 5,672人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 77人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 1,054人
		居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援 護・生活介護・短期入所・共同生活介護・自立 訓練・就労移行支援・就労継続支援を包括的に 提供			5年度の状況 ・延べ利用人数 33人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 808人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 1,036人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 647人
				5年度の状況 ・延べ利用人数 6,246人	
		5年度の状況 ・延べ利用人数 2,541人			

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・自立生活援助)	通所施設又は自宅において、理学療法・作業療法等リハビリや、入浴・排泄・食事等日常生活に必要な訓練を行う。	障害者 総合支援法 (法第28条)	H18.10.1 自立生活援助 就労定着支援 (H30.4.1)	・機能訓練は地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者 ・生活訓練は地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要 ・自立生活援助は地域生活を送る上での問題に対する支援が見込めない障がい者
就労移行支援	一般就労が可能と見込まれる障がい者が、通所による生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上を図る。			就職を希望する65歳未満の障がい者
就労継続支援	主に就労することが困難な在宅障がい者等が、通所の方法により、障がいの特性に応じた作業訓練・生活指導等を行い、社会的更生を図る。			・就労経験がある者が、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ・就労移行支援事業を利用した結果、企業等の雇用に結びつかなかった者
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、相談、指導及び助言等の必要な支援を行い、就労の継続を図る。			就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者で、主として夜間に相談等日常生活上の援助を行う。			・ケアホームとの一元化により、区分の要件は撤廃
計画相談支援	障がい者(児)の心身の状況や生活環境を勘案したサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとモニタリングを行う。	障害者 総合支援法 (法第51条)	H24.4.1	・障害福祉サービス利用者 ・地域移行支援・地域定着支援利用者
地域移行支援	施設や精神科病院等へ入所・入院している障がい者が、地域で生活できるよう住居の確保や地域移行のための活動を支援する。			・障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している障がい者 ・精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域生活を継続していくための常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行う。			・単身在宅者のため緊急時の支援が見込めない障がい者 ・家族と同居していても、家族等が障がい・病気等のため家族等による緊急時の支援が見込めない障がい者
補装具 支給	障がいを補うための用具の交付、修理。	障害者 総合支援法 (法第76条)	(S47) H18.10.1	給付の判定 ・県立総合リハビリテーションセンター更生相談室 長野市下駒沢 (Tel.026-296-3953) ・嘱託医
自立支援医療 (更生医療) の給付	障がいを取り除いたり軽くするための医療の給付。	障害者 総合支援法 (法第58条)	(S24.4.1) H18.4.1	給付の判定 県立総合リハビリテーションセンター更生相談室 長野市下駒沢 (Tel.026-296-3953)
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患を有する者の通院医療費の補助。		(H7.7.1) H18.4.1	病院または診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける者
障がい者 相談 支援 センター	障がい者に対して、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング・介護相談及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進する。	障害者 総合支援法 (法第77条)	H18.4.1	障がい者と障がい者の家族、関係者等
手話通訳 者派遣 事業	聴覚障がい者等が、官公庁・病院・学校等に所用が生じた時、手話通訳者・要約筆記者を派遣し意思の疎通を図る。		(S50) H18.10.1	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることが困難な障がい者
要約筆 記者 派遣 事業			(H元) H18.10.1	
重度身体障 害者 日常生活用 具 給付 事業	在宅の重度身体障がい者に対し浴槽等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図る。		(S47) H18.10.1	身障手帳1級及び2級該当者 (一部等級制限のないものがあります)

申請手続		内 容	方 法	交付時期	備 考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/ 西部福祉課/ こども福祉課	申請書			通年	5年度の状況 ・延べ利用人数 269人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 973人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 10,229人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 318人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 3,738人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 7,151人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 0人
			5年度の状況 ・延べ利用人数 93人		
	申請書 見積書 医師意見書 (品目による)	補聴器、義手、義足、装具、車椅子、電動 車椅子、歩行補助杖等			(5)主な事業の実績 P25 ア 補装具交付修理事業 参照
	申請書 医師の診断書 被保険者証写し				(5)主な事業の実績 P25 イ 自立支援医療(更生医療)給付 事業 参照
障がい者相談支援センターあいほっと ケ・セラ社会福祉士事務所 障害者相談支援センター中信 相談支援センターライフアシスト			無料		
障がい福祉課	申請書				(5)主な事業の実績 P25 カ 手話通訳者、要約筆記奉仕員 派遣事業 参照
障がい福祉課/ こども福祉課	申請書	視覚障害者用テーブルコーダー、視覚障害 者用時計、ファックス、特殊寝台、歩行支 援用具、入浴補助用具、文字放送デコー ダー、ネブライザー(吸入器)、スマート用 装具等			(5)主な事業の実績 P25 ウ 日常生活用具給付事業 参照

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件
移 動 支 援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、屋外での移動及び外出先での見守り・介助等の支援を行う。	障害者 総合支援法 (法第77条)	(S50) H18.10.1	・重度の視覚障がい者（児） ・全身性障がい者（児） ・知的障がい者（児） ・精神障がい者（児）
地 域 活 動 支 援 セ ン タ	通所にて、創作的活動や生産活動、社会との交流促進を行う。		H18.10.1	・障がい者（児）
訪 問 入 浴	家庭浴槽での入浴が困難な重度障がい者（児）の自宅に浴槽・湯を搬入し、入浴サービスを行う。		H18.10.1	・介護保険法による訪問入浴介護を受けることができない65歳未満の障がい者（児）
日 中 一 時 支 援	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日中の負担軽減を図る。		H18.10.1	・障がい者（児）
身 体 障 害 者 運 転 免 許 取 得 助 成 事 業	運転免許の取得により、就業又は社会参加の促進を図り自立更生を援助する。		(S48.4) H18.10.1	・肢体不自由者にあつては特別な補助装置を要する者 ・肢体不自由者以外の者は4級以上（但し、内部障がい者を除く） ・前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する障がい者
身 体 障 害 者 自 動 車 改 造 助 成 事 業	重度の肢体不自由者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成し、社会復帰の促進を図る。		(S57) H18.10.1	・肢体不自由者（2級以上） ・18才以上 ・前年の所得税課税所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
重 度 心 身 障 害 者（ 児 ） 自 動 車 燃 料 費 助 成 事 業	歩行困難な重度心身障がい者（児）の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図る。	市要綱	H7.10	・下肢、体幹、視覚、内部障がいの1級・2級 ・療育手帳交付者A1・A2 ・自動車税の減免を受けていること ・障がい者本人の所得税が21,000円以下の者 ・在宅者であること
重 度 心 身 障 害 者（ 児 ） タ ク シ ー 料 金 助 成 事 業	歩行困難な重度心身障がい者（児）の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図る。		S54	・下肢、体幹、視覚、内部障がいの1級・2級 ・療育手帳交付者A1・A2 ・障がい者本人の所得税が21,000円以下の者 ・在宅者であること
身 体 障 害 者 住 宅 整 備 事 業	身障者の日常生活の利便を図るための住宅等の整備改善を行う。		S44	・身障手帳（1級～6級）所持者であつて、前年所得税8万円以下の世帯（4級～6級は単身世帯） ・障がい者が65歳未満であること
強 度 行 動 障 害 者 住 宅 整 備 事 業	強度行動障害者の日常生活の利便を図るための住宅等の整備改善を行う。		R4	・障害者支援区分が3以上であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の者 ・障がい者が65歳未満であること
強 度 行 動 障 害 者 に 対 応 す る た め の 施 設 改 修 事 業	強度行動障害者の地域での安定した生活を支援し、介護者の負担軽減を図るため、強度行動障害者を受け入れる施設の改修を行う。		R4	・現に強度行動障害者を受け入れている事業者又は施設改修により強度行動障害者の受け入れを予定している事業者
福 祉 理 美 容 料 金 助 成 事 業	外出困難な在宅の重度障がい者が訪問理美容を利用した場合に経費を助成する。		H8	・身障手帳1・2級で、常時横臥状態で介護の必要な者又は外出困難な者 ・65歳未満
在 宅 心 身 障 害 者（ 者 ） タ イ ム ケ ア 事 業	心身障がい児（者）を介護している保護者が一時的に家庭介護ができない場合、近隣・知人あるいは福祉団体に保護委託し、心身障がい児（者）の福祉の向上を図る。	県要綱	H8	在宅心身障がい児（者）の保護者が、一時的に家庭において介護できない場合
福 祉 電 話 設 置 事 業	外出困難な在宅の身体障がい者に対し身体障害者福祉電話を貸与することにより、そのコミュニケーション等の確保を図り、その福祉を増進する。	市要綱	S50.4.1	松本市に住所を有し、現に電話を保有していない低所得世帯に属する外出困難な在宅重度の障がい者であつてコミュニケーション等の手段として福祉電話の必要性が認められる者

申請手続		内 容	方 法	交付時期	備 考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/ 西部福祉課/ こども福祉課	申請書			通年	5年度の状況 ・延べ利用人数 2,861人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 1,100人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 3,076人
					5年度の状況 ・延べ利用人数 1,404人
	申請書 予備適性検査 結果通知書	訓練所要経費の2/3を助成 (限度額 10万円)			5年度の状況 実施人員 0人
	申請書 自動車検査証 見積書 施工前写真	限度額 10万円			5年度の状況 実施人員 3人
	申請書 領収書	月1,400円(年16,800円以内)			(5)主な事業の実績 P25 オ 自動車燃料費助成事業 参照
	申請書	・700円の助成券を月2枚(年24枚)交付 ・じん臓障がい人工透析の実施者は月4枚(年48枚)交付			(5)主な事業の実績 P25 エ タクシー利用料金助成事業 参照
	申請書 見積書 施工前写真	内容により20万円、70万円を限度に補助			5年度の状況 実施世帯 2件
	申請書 見積書 施工前写真	内容により90万円を限度に補助			5年度の状況 実施世帯 0件
	申請書 事業計画書 見積書 図面 施工前写真	補助対象障害者の受入れに必要な施設改修 に要する費用の3/4を補助。 (補助限度額2,000千円)			5年度の状況 実施世帯 1施設
	申請書	1,000円の理美容券を年18枚交付			5年度の状況 15人
あらかじめ利用者と介護者を登録。 登録介護者(近隣・知人あるいは福祉団 体)による介護サービスを受けられる。			5年度の状況 ・利用登録者 222人		
設置工事費無料					

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件
補助犬の給付	重度視覚障がい者の社会復帰と自立更生の促進を図る。	県要綱	S56	・ 視覚障がい者（1級） ・ 18才以上、県内に1年以上居住者
補助犬飼育 補助成事業	補助犬を使用している市民に対して飼育管理費の負担軽減を図る。	市要綱	H13	補助犬の使用者
視覚障害者 社会生活 訓練事業	中途失明者に対し、生活の方途を見出すため家庭に訓練指導員を派遣し、感覚訓練、点字訓練、盲人用具の使用、歩行指導等を行い、社会復帰を促進する。	県要綱	H7	在宅の重度視覚障がい者
障がい者 スポーツ大会	スポーツを通じて親睦と交流を図る中で、体力の維持・増進を図り、社会参加を促進する。		S51	
点字 発行 事業	点字を読むことができる視覚障がい者に市の広報内容を点字にしてお知らせする。	障害者 総合支援法 (法第77条)	S44	
声の 発行 事業	点字の読めない視覚障がい者に市の広報内容等をテープによりお知らせする。		S50	
通所・通園 推進事業	心身障害児者施設入所者の保護者が帰省面会時等の有料道路代や燃料代また、施設通所者の通所経費を助成して、面会等の促進と福祉の増進を図る。	市要綱	S62.4	1. 施設入所児者の面会帰省時の有料道路代 2. 障害児施設帰省時のガソリン代 3. 通所施設通所時のガソリン代・定期代
聴覚障害者 学ぶ 学校事業	聴覚障がい者が多様化した現代社会の中で、自立した文化的な生活を営むための学習。		S47	
身体障害 相談員 設置 事業	身体障がい者及び知的障がい者の更生援護に関する相談を受け、必要な指導、助言等にあたり、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図る。	身体障害 者福祉法 第12条の3 第13条 市要綱	S53	
ろうあ 相談 事業	ろうあ者の各種の相談に応じて、必要な助言、指導を行うことにより、ろうあ者の福祉の増進を図る。	県要綱	S60	
心身障害 共済 事業	心身障がい者の保護者の相互扶助により保護者の死後又は重度障がいを受けたとき、年金を支給し、障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る。	長野県心身 障害者扶養 共済制度条 例	S44.4	障がいのある方を現に扶養している65歳未満の保護者
心身障害 児 励行 事業	心身障がい児と保護者の交流と励励の場を設定し、福祉の向上を図る。	県要綱	S47	心身障がい児(者)並びに保護者 (年1回のバス日帰り旅行)

申請手続		内 容	方 法	交付時期	備 考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/ 西部福祉課/ こども福祉課	申請書	盲導犬、聴導犬、介助犬を利用するため、 訓練施設で歩行指導訓練を行い適格者に給付	通年	年1回	5年度末の給付状況 ・盲導犬 2件
		補助犬の使用者に飼育管理費を助成するもの。 3,000円/月×12月=36,000円			5年度末の給付状況 3件
	申請書				
		月1回 年12回発行			視覚障害者福祉協会に委託
障がい福祉課/ こども福祉課	備付の申請書 施設の証明書 有料道路領収書	・有料道路通行料の1/2 ・ガソリン代2,000円超過額の1/2 ・定期代2,000円超過額の1/2 (限度額2,000円)			5年度の状況 ・有料道路補助 0人 ・通所代補助 14人
		第2・第4木曜日開催 全10回			中央公民館主催
障がい福祉課		無料		通年	5年度 ・市障害者相談員 24人
直接申し込み(県下2ヶ所) 中南信地区 長野県聴覚障害者協会 松本市聴覚障害者協会				週2回	
障がい福祉課	1. 加入申込書 2. 加入申込者告知書 3. 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し 4. 障害証明書 ※特約、口数追加の場合は2の書類のみ	(掛金) 加入時の年齢によって異なる (減免) 課税状況により掛金の減免制度あり (給付金) 加入期間に応じ、年金給付金、弔慰金、脱退一時金を支給	年1回		5年度の状況 ・加入者数 62人 ・補助金対象者数 5人
市社会福祉協議会				年1回	市社会福祉協議会へ委託

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件
児童発達支援事業 (未就学児童)	障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、成長や発達の促進を図る。	児童福祉法	H24.4.1	市内に居住する身体障害者手帳又は療育手帳を持っている児及びこれと同程度の障がい児
放課後等デイサービス事業 (就学児童)	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行い、障がい児の自立の促進を図る。			
障害児通園施設療育支援事業	障害児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減することにより、障がい児の早期療育の機会を確保するとともに、子育て支援の充実を図る。	市要綱	H24.4.1	就学前児童が2人以上いる世帯で、一人が保育所等に通所し、もう一人が障がい児で、児童発達支援事業を利用している児童がいる世帯
インクルーシブセンター事業	発達障がい児、医療的ケア児、小児慢性特定疾病児等を継続して総合的に支援する。 ・保育園・幼稚園・学校等への巡回支援 ・相談窓口 ・まつもとふたばネットワーク(電子@連絡帳) ・あそびの教室、ペアレントトレーニング ・教育相談	発達障害者支援法	H22.4.1 S60.4(あそびの教室)	市内に居住する発達障がいや発達に心配のある児童と、医療的ケアが必要な児童や小児慢性特定疾病の児童とその保護者及び支援者
松本おもちゃ図書館運営	障がいのある児童の発達に応じたおもちゃ類を貸し出し、成長を促す。		S56.11.19	市内に居住する障がいのある児童(一般の利用も可)
旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引 [身体障害者]	旅客運賃割引により身体障害者福祉の増進を図る。	旅客会社規則 身体障害者旅客運賃割引規則	S27	1. 対象 身体障害者手帳の交付を受けている視覚・聴覚・平衡機能・音声機能障がい者、肢体不自由者並びに内部障がい者(18歳未満の者含む) 1) 第1種身体障がい者 2) 第2種身体障がい者 3) 介護者 2. 適用範囲 身体障がい者が各旅客会社の経営する鉄道、航路及び自動車線並びに連絡運輸の取り扱いをする社線を乗車船する場合に適用 3. 割引乗車券の種類 1) 普通乗車券 2) 定期乗車券 3) 回数券(特別急行は除く) 4) 急行券(//)
旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引 [知的障害者]	旅客運賃割引により知的障がい者福祉の増進を図る。	旅客会社規則 知的障害者旅客運賃割引規則	H3.12.1	1. 対象 療育手帳の交付を受けている者(18歳未満の者含む) 1) 第1種知的障がい者(障害の程度がA1又はA2) 2) 第2種知的障がい者(障害の程度がB1又はB2) 3) 介護者 2. 適用範囲 知的障がい者が各旅客会社の経営する鉄道、航路及び自動車線並びに連絡運輸の取り扱いをする社線を乗車船する場合に適用 3. 割引乗車券の種類 1) 普通乗車券 2) 定期乗車券 3) 回数券(特別急行は除く) 4) 急行券(//)

申請手続		内 容	方 法	交付時期	備 考
申請先	必要書類				
こども福祉課	申請書	しいのみ学園 療育センター らいふ・みらい 他		通年	5年度の状況 ・延べ利用人数 8,408人
		療育センター らいふ・みらい まつようクラブ 他			5年度の状況 ・延べ利用人数 59,871人
	申請書	利用者負担1割の1/2を助成		通年	5年度の状況 ・対象者数 4人
こども発達支援課	直接申し込み	無料		随時	5年度の状況 ・巡回支援 231施設 延632人 ・相談 延1,178件 ・あるぶキッズサポート手帳配付 3冊 ・あそびの教室 延2,584人 ・ペアレントトレーニング 延 223人
松本おもちゃ図書館	直接申し込み	無料	南部おもちゃ図書館 毎月第4土曜日 北部おもちゃ図書館 毎月第3土曜日		ボランティアグループ 松本おもちゃの家へ運営委託
<p>1. 身体障がい者又は介護者が身体障害者手帳を発売窓口に表示することによって、割引乗車券類を購入することができる。</p> <p>2. 割引率 身体障がい者及び介護者に対する割引率は5割（自動車線の定期乗車券は3割。但し、小児定期乗車券については割引なし）</p> <p>◎バス関係</p> <p>1. 県内バス 1) 第1種・2種とも身体障害者手帳の提示により5割引 2) 第1種・2種ともバス割引証により定期券につき3割引</p> <p>2. 県外バス 第1種・2種ともバス割引証と身体障害者手帳の提示により5割引</p>					<p>取扱区間</p> <p>1. 乗車券は旅客会社線及び連絡車線の各駅相互間単独で、普通乗車券で乗車の場合片道100kmを超える場合に限り。</p> <p>2. 第1種の身体障がい者が介護者と共に乗車する場合は距離の制限はない。</p> <p>3. 急行券の割引は第1種の身体障がい者が介護者とともに旅行する場合に限る。</p>
<p>1. 知的障がい者又は介護者が療育手帳を発売窓口に表示することによって、割引乗車券類を購入することができる。</p> <p>2. 割引率 知的障がい者及び介護者に対する割引率は5割（自動車線の定期乗車券は3割。但し、小児定期乗車券については割引なし）</p> <p>◎バス関係</p> <p>1. 県内バス 1) 第1種・2種とも療育手帳の提示により5割引 2) 第1種・2種ともバス割引証により定期券につき3割引</p> <p>2. 県外バス 第1種・2種ともバス割引証と療育手帳の提示により5割引</p>					<p>取扱区間</p> <p>1. 乗車券は旅客会社線及び連絡車線の各駅相互間単独で、普通乗車券で乗車の場合片道100kmを超える場合に限り。</p> <p>2. 第1種の知的障がい者が介護者と共に乗車する場合は距離の制限はない。</p> <p>3. 急行券の割引は第1種の知的障がい者が介護者と共に旅行する場合に限る。</p>

名 称	目 的	準拠法	開始時期	要 件
航 空 運 賃 割 引 事 業	国内航空便の運賃割引により、知的障がい者の福祉の増進を図る。			1. 12才以上の1種の知的障がい者が介護者と共に旅行する場合に当該知的障がい者及び介護者1名。なお、介護者とは12歳以上で介護する能力が認められる者 2. 12歳以上の2種の知的障がい者が単独で旅行する場合の当該知的障がい者
	国内航空便の運賃割引により、身体障がい者の福祉の増進を図る。			1. 1種の身体障がい者が介護者と共に、又は単独で旅行する場合に当該身体障がい者及び介護者1名。なお、介護者とは12歳以上で介護する能力が認められる者 2. 2種の身体障がい者本人
有料道路通行料及び一般自動車道使用料金の優遇措置	当該料金の割引により身体障がい者の福祉の増進を図る。		S54	障がい者又はこれと生計を一にする者、障がい者を日常的に継続して介護しているものが所有する車を障がい者本人が運転する場合又は障がい者を介護する者が運転する場合で、福祉事務所において割引の対象であるむねの押印を身体障害者手帳、療育手帳の所定欄に受けておくことが必要（ただし営業車は除く）
駐車禁止規則の適用除外	歩行困難な身体障がい者の利用する自動車に対して、駐車禁止除外標章を交付する。			身体障がい者（1級～5級）
減 免 等 事 業	1. NHK放送受信料の減免	日本放送協会受信料免除基準	S43.4.1	NHK放送受信料の減免（H20/10/1～新基準）（カラーテレビ・衛星カラーテレビ） 1. 全額減免 1) 身体、療育、精神のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村税非課税の世帯の場合 2. 半額免除 1) 契約者が身体障害者手帳を所持する視覚障がい者または聴覚障がい者で世帯主の場合 2) 契約者が重度の身体障がい者(1,2級)、知的障がい者(A1)または精神障がい者(1級)で世帯主の場合
	2. 税金の控除	地方税法	S25.7.31	1. 市民税に関する障がい者の所得控除 障がい者の所得又はその扶養者等の所得から下記等の一定の所得控除がされる制度があります。 1) 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者に関する控除 特別障害者控除 300,000円 2) 身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1、B2 精神障害者保健福祉手帳2級、3級の障がい者に関する控除 障害者控除 260,000円
	3. 自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）環境性能割の減免	地方税法		1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する方 2) 療育手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する方 3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、一定の基準に該当する方
	4. くみとり料金の減免	市要綱		1. 身障手帳1、2級又は療育手帳A1、A2、B1または、精神障害者保健福祉手帳1級 2. 市民税非課税世帯

申請手続		内 容	方 法	交付時期	備 考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/ こども福祉課	療育手帳	割引率 航空運賃の25%		通年	第2種の知的障がいの方は、事前に福祉事務所で航空割引の押印が必要
	身体障害者手帳	割引率 航空運賃の25%			
障がい福祉課	身体障害者手帳 車検証 免許証（本人運転のみ） 障がい者1人につき1台のみ	割引率 50%以内	料金所の窓口		介護者運転での割引は第1種の障がい者の方のみが対象 第2種の方は本人運転のみ割引
警察署	身体障害者手帳 印鑑 車検証 免許証				本人の状態確認あり
障がい福祉課/ 西部福祉課/ こども福祉課	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 印鑑				
<p>2. 所得税に関する障害者の所得控除 障がい者の所得又はその扶養者等の所得から下記等の一定の所得控除がされる制度があります。</p> <p>1) 身体障害者手帳1級～2級、 療育手帳A1、A2 精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者に関する控除 特別障害者控除 400,000円</p> <p>2) 身体障害者手帳3級～6級、 療育手帳B1、B2 精神障害者保健福祉手帳2級、3級の障がい者に関する控除 障害者控除 270,000円</p> <p>* 市民税については市民税課（給与所得者の場合は給与担当）、所得税については税務署（給与所得者の場合は給与担当）に相談、手続きをしてください。</p>					
<p>左記の方が所有者（同一生計者が所有者の場合も該当となる場合あり）で本人又は同一生計者、日常的介護者が運転する自動車1台について、自動車税（種別割）（軽自動車の場合は軽自動車税（種別割））、環境性能割の減免制度があります。</p> <p>該当等級、条件、必要書類等の詳細は、下記にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車税（種別割）、環境性能割については中信県税事務所 軽自動車税（種別割）については市民税課 <p>* 福祉事務所長発行（担当：障がい福祉課）の「同一生計証明書」が必要になる場合があります。</p>					
環 境 業 務 課	(障がい福祉課で証明)			通年	